

## 推進施策4 水土里を守る土地改良区の運営強化

### 【取組内容】

- 地域統合整備計画に基づき、合併推進地区に対して「合併推進協議会」の設立や協議事項等について指導・助言を実施しました。
- その結果、2地区において、合併予備契約を締結し、うち1地区（鬼怒川右岸地区）は2月に合併認可しました。
- 活動の実態がない土地改良区に対して、解散に向けた指導を行い、逆川南部土地改良区が年度内に解散認可する見込みです。
- 地域農業や地域社会への貢献に向けた取組を支援するため、情報紙「水土里 ネットパワーアップナビ」を発行（9月、2月）し、先進的に取り組んでいる土地改良区の事例等を紹介しました。



合併予備契約調印式

### 【目標達成状況】

※1 上段は目標値、下段は実績値

目標指標	現状 H26	計画期間※1					年度目標 達成状況※2
		H28	H29	H30	H31	H32	
1) 計画期間内における土地改良区数	120	118 118	117	114	113	90	○
2) ホームページを開設した土地改良区数	3	6 3	9	12	15	18	×

※2 ○…おおむね達成 △…達成できない可能性がある ×…達成は困難

### 【今後の取組】

- 「とちぎ土地改良区アクションプラン」に基づく、各土地改良区の目標達成に向けた自主的な取組
- 地域統合整備計画を策定し、地区面積500ha以上となるよう推進